

自然災害発生時における 業務継続計画

株式会社 えがお

令和 6 年 4 月 1 日



目 次

1. 総論	
(1) 目的及び基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	1
(4) 優先業務の選定	6
(5) 研修・訓練の実施、BCP の検証・見直し	6
2. 平常時の対応	
(1) 建物・設備の安全対策	7
(2) 電気が止まった場合	7
(3) ガスが止まった場合	8
(4) 水道が止まった場合	8
(5) 通信が麻痺した場合の対策	8
(6) システムが停止した場合の対策	8
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	9
(8) 必需品の備蓄	9
(9) 資金手当て	9
3. 緊急時の対応	
(1) BCP 発動基準	10
(2) 対応体制	10
(3) 対応拠点	11
(4) 行動基準	11
(5) 職員の参集基準	11
(6) 安否基準及び設備等の被害状況の確認（自地域で震度5以上）	12
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	13
(8) 重要業務の継続	13
(9) 職員の管理	14
(10) 復旧対応	14
4. 他施設との連携	
(1) 連携体制の構築	15
(2) 連携対応	15
5. 地域との連携	15
6. 通所サービス固有事項	16

1. 総 論

(1) 目的及び基本方針

この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、震災等の自然災害が発生した際の基本的な行動基準・実施事項等を定めたものであり、この計画に基づき危機発生前に適切な準備を行い、また、危機発生時に円滑・的確な対応をとることにより、利用者及び職員の生命を守り、継続的かつ安定的にサービスを提供することを目的とする。

【基本方針】

1. 入所者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小、休止とする。
2. 通所介護事業は原則休止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。
3. 法人内の施設間で連携して非常時優先業務に必要な人員、資機材等の確保、配分にあたる。

(2) 推進体制

事業継続の推進組織を防災対策委員会とし、平常時における災害対策や事業継続の検討・策定、職員への教育及び訓練等を実施する。

また、防災対策委員会は委員長の判断で適宜、開催する。

(3) リスクの把握

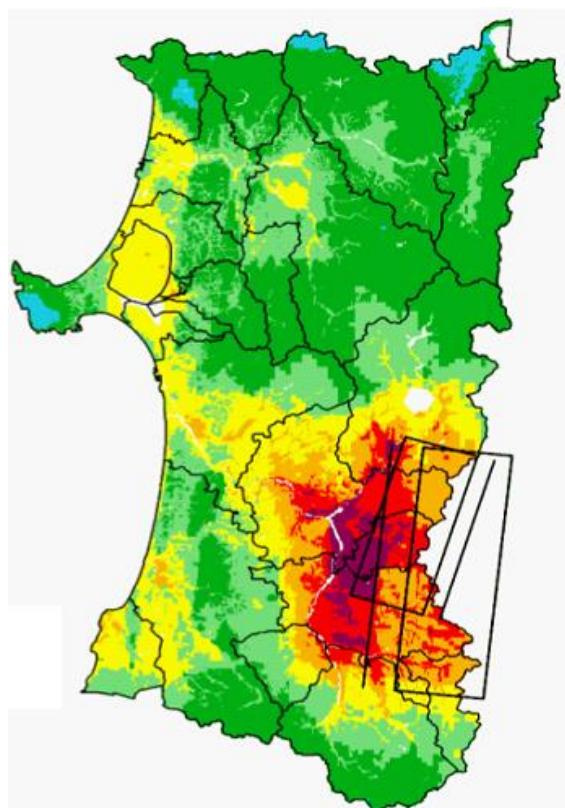
①ハザードマップなどの確認

事業所の所在する地域のハザードマップ等は、次のとおりである。

«掲載資料»

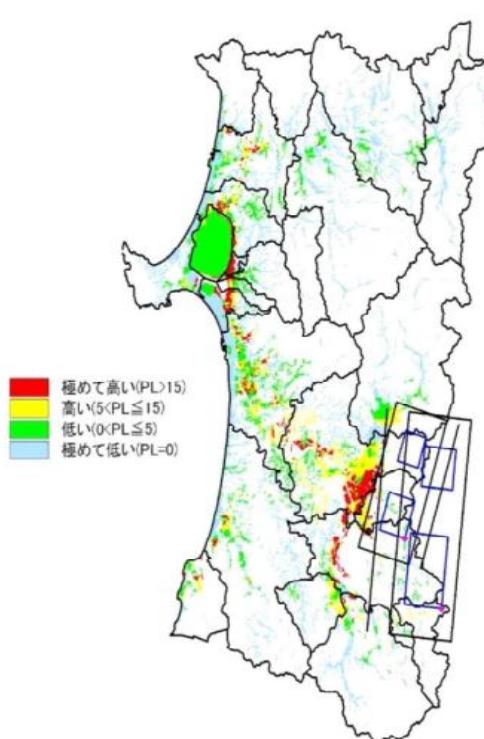
- (図1) 横手盆地真扈山連動地震震度分布図
- (図2) 液状化危険度分布（横手盆地真扈山連動地震モデル）
- (図3-1) 大仙市ハザードマップ（大曲地域版）
- (図3-2) 大仙市ハザードマップ（神岡地域版）

(図1) 横手盆地真扈山連動地震震度分布図

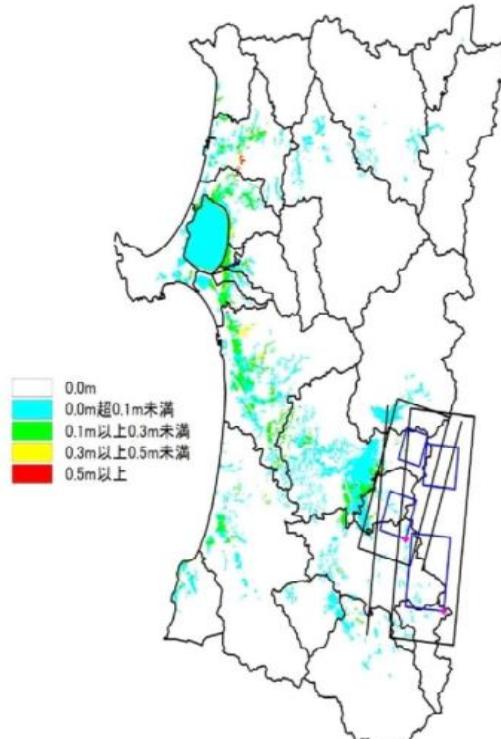


(図2) 液状化危険度分布（横手盆地真扈山連動地震モデル）

(13) 横手盆地 真扈山地連動 ($M=8.1$)



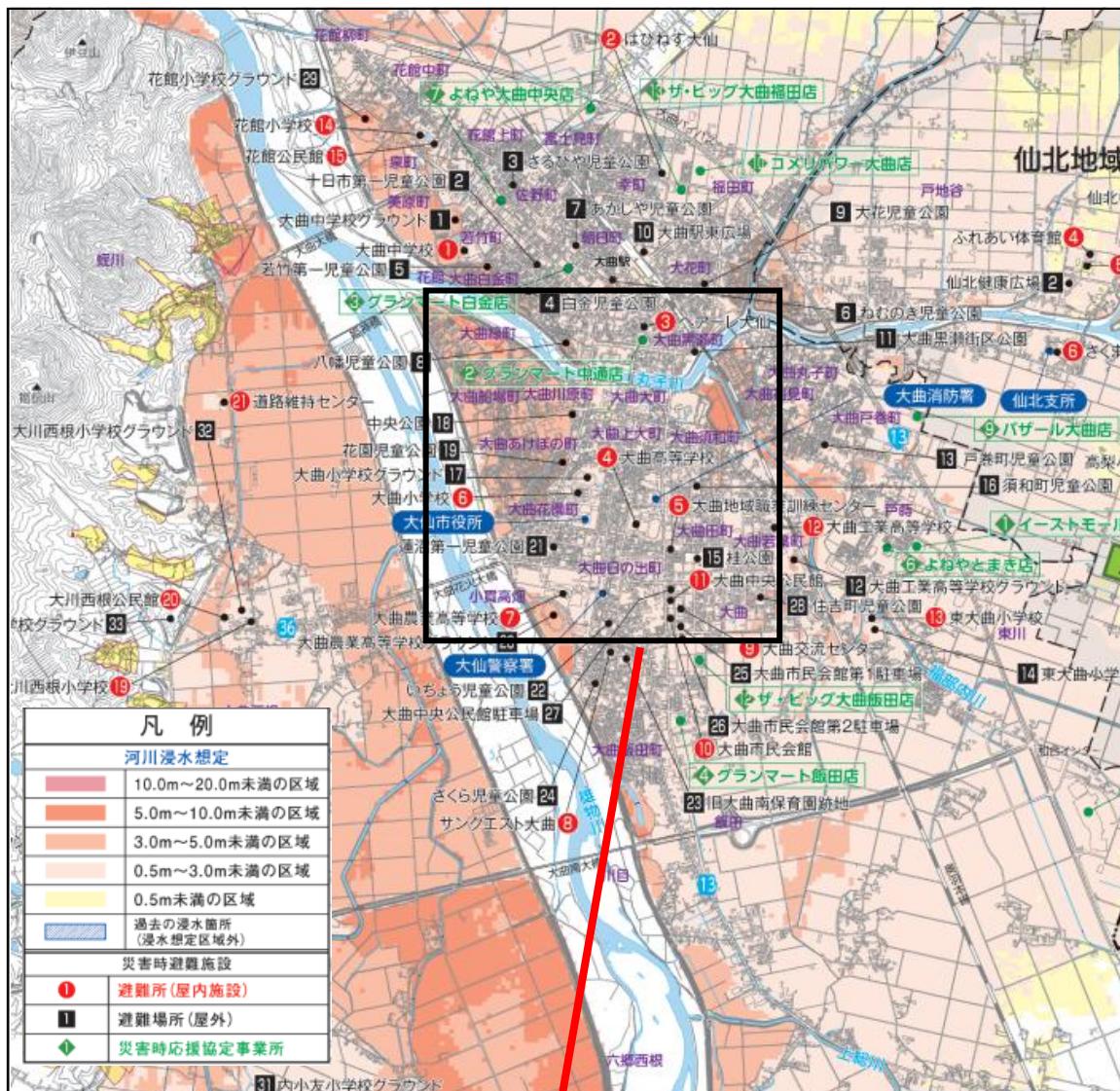
液状化危険度分布図



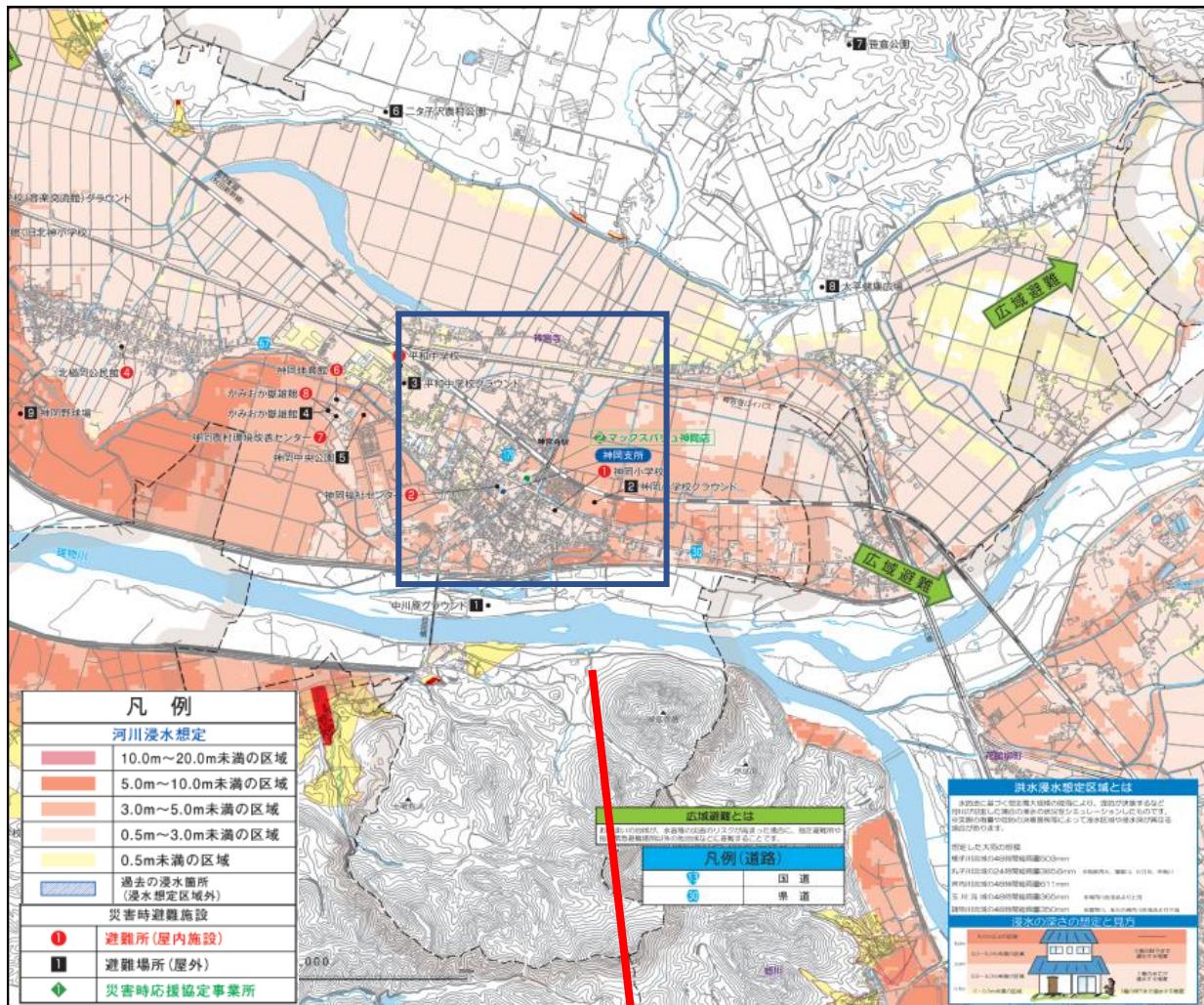
液状化による沈下量

(□ : 断層位置、□ : アスペリティの位置、♦ : 破壊開始点の位置)

(図3-1) 大仙市ハザードマップ(大曲地域版)



(図3-2) 大仙市ハザードマップ(神岡地域版)



②被災想定

大仙市が公表する被災想定は以下のとおりであるが、BCP策定に当たっては、(ア)の大規模地震を想定することとし、その他の災害発生時においても適宜準用する。

なお、ライフラインの復旧については地域を特定して予想をするのは困難なため、全市の復旧予測となっている。

(ア) 横手盆地真鳳山連動地震の被害予測

想定地震規模：マグニチュード 8.1、 最大震度 7 (冬の深夜午後2時発災)

《ライフラインの復旧予想》

上水道：29日 (排水管の被害による断水)

下水道：27日 (下水管の被害)

電力： 8日 (電柱の折損による停電)

ガス： 5日 (ガスボンベの漏洩)

通信 (固定電話・インターネット)： 8日 (電柱の折損による停電)

(イ) 液状化予測 (液状化危険度分布図)

大曲地域内事業所は、発生危険度が極めて高いとされている大曲和合地区の近くにあって、発生危険度は同様に極めて高いとされており、予想沈下量は0.1m以上0.3m未満となっている。

また、神岡地域の発生危険度は低いとされており、予想沈下量は0.1m未満となっている。

(ウ) 浸水災害予測 (大仙市ハザードマップ)

想定最大規模の降雨により、堤防が決壊するなど河川が氾濫した場合

えがお大曲周辺の区域： 3m～5m未満の浸水

えがお上大町周辺の区域： 0.5m未満の浸水

えがお神宮寺周辺の区域： 0.5m～3m未満の浸水

【施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機 →	→	→	→	→	→	→	復旧	→
飲料水	備蓄飲料水 →	→	給水車	→	→	→	→	→	→
生活用水	節水行動 →	→	→	→	→	→	→	→	→
ガス					復旧	→	→	→	→
固定電話	通信疎通度 17% →	→	→	→	→	→	復旧	→	
携帯電話	// 13% →	→	→	→	→	→	復旧	→	
携帯メール	// 31% →	→	→	→	→	→	復旧	→	
SNS ※	// 75% →	→	→	→	→	→	復旧	→	

※ SNSはLINE、X(旧ツイッター)など

※ 通信疎通度は、熊本地震(2016.4月)のデータを参考

(4) 優先業務の選定

①優先する事業

事業区分	内 容
認知症対応型共同生活介護事業 ・えがお神宮寺 ・えがお大曲 ・えがお杉矢崎 上大町館 ・えがお上大町	利用者の生命の維持及び生活の維持継続に必要な食事・看護・介護に関するサービスの提供を継続する。
認知症対応型通所介護事業 ・えがお神宮寺（共用型） ・ディサービスセンターひびき愛	原則休止とする。 当日利用者の安否確認後、利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。

②優先して行う業務

(ア) 発生後1時間以内に行う業務等

- i) 発生直後の安全確保
- ii) 安全な場所への避難誘導
- iii) 利用者と職員の安否確認
- iv) 事業所の被害状況の確認
- v) 災害対策本部への被災状況報告
- vi) 災害対策本部の設置及び第1回災害対策会議の実施

(イ) 発生後24時間以内に行う業務等

- i) 備蓄品の使用準備
- ii) 今後のサービスの提供方針及び役割分担の確認
- iii) 主な優先業務の具体的な実施方法等の確認
- iv) 利用者家族や関係機関、業者等への連絡

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

業務継続への組織的な対応力の向上を図るために、研修・訓練や検証・見直しを継続し、その結果をBCPに反映させていくことが重要である。

①研修・訓練の実施

BCPを適切に実行するため、本計画に定める取り組みを職員に周知、浸透させるとともに、発災時に確実に計画に沿って行動できるよう次の研修・訓練を実施する。

- i) BCPの内容に関する定期的な研修（年2回）の実施。
- ii) 安否確認訓練（災害用伝言ダイヤル117の習熟）
- iii) 停電対応訓練（自家発電装置の動作確認等）
- iv) 防災訓練（地震想定、水害想定）

②BCPの検証・見直し

BCPを一層現実的な計画とするため、年に1回防災対策委員会において計画の内容や災害対策の取り組みを総括し、洗い出された課題について、翌年度の取り組みに反映させるとともに、職員が共通理解を深められるよう周知を図る。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

各事業所の建築年は、新耐震基準が制定された 1981（昭和 56）年以後であり、建物（柱・壁）へ耐震補強の必要はないが、定期的に外壁や柱等にひび割れなどが無いか確認を行う。

①耐震措置

- ・居室、共有スペース、事務所など、職員や入所者、利用者が利用するスペースでは、設備や什器類に転倒や転落、破損等の防止措置を講じる。
- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。また、ガラス戸が破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所や避難経路には必要に応じて飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- ・消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

②風水害対策

- ・施設周辺の水路が氾濫の恐れが無いか、建物が浸水による危険性があるか周囲の状況を定期的に確認する。
- ・外壁のひび割れや欠損等は無いか、周囲に倒れそうな樹木が無いか定期的に確認する。
- ・暴風により危険性がある箇所が無いか定期的に確認する

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機又は代替策
情報機器：パソコン、テレビ、インターネットなど	○自家発電機 定格出力：2.4KVA（正弦波インバータ搭載） ガソリン：12.7L 稼働時間：22.3 時間（エコスロットル作動時） ※負荷により稼働時間が変動する
生活家電：冷蔵庫、洗濯機	○冷蔵庫は作り置きの氷や保冷剤などを使用 冬季は風除室を活用する ○洗濯機は使用が困難
照明機器	○照明は困難なので、懐中電灯、ランタンなどを使用
冷暖房機器：ボイラーによる暖房等	○冷暖房機器は、発電機の活用でエアコン、扇風機、電気毛布を使用。 ○発電機が使えない場合、暖房は石油ストーブ（反射式、だるま型）を換気に注意し使用。保温用アルミシートの活用も有効。

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
調理機器：ガスレンジ	○カセットコンロ 2台程度 調理はカセットコンロで対応 ○ホットプレート、電気湯沸かし器 (電気が使用可能な場合)
給湯設備：給湯機器やユニット型の風呂等	○入浴は中止し、最低限の清拭とする。 市販の体拭き用ウェットシート使用

※地震により機器や建物に損傷が無い場合の停止は、ガスタンク付近の復旧ボタンで使用可能

(4) 水道が止まった場合の対策

①飲料水 非常に必要となる飲料水の確保を行う。

- ・2Lペットボトル（3日分）

※各事業所の実状に合わせた人数分の備蓄とする。

・あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルやタンク等で水道水を飲料用に確保する。（貯水）

・ウォーターポリタンクやキャリーカートを用意し、自治体からの給水車からの運搬に使用。

②生活用水

トイレ：簡易トイレやおむつの使用。

食 事：紙皿、紙コップの使用による節水。ラップの活用。

入 浴：休止する。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

当社で使用可能な通信手段は以下のとおりである。

①固定電話

施設内の固定電話は電気を使用するため停電時は使用不可。

②携帯電話（スマートホン）

施設内が停電中でも携帯電話の基地局に電源が供給されている状況ならば使用可能。

携帯電話用バッテリーを常備する。

③災害用伝言ダイヤル：171

安否確認訓練において災害用伝言ダイヤルの操作方法の習熟に努める。なお、公衆電話でも使用可能（無料）なため、設置場所を確認しておく。

(6) システムが停止した場合の対策

①パソコン

・施設内が停電した場合は簡易電源で必要最小限に使用する。システムを用いた記録は電源供給が可能な限り継続するが、停電が長期化するようであればやむを得ず手書きで代替し復旧後に転記する。又、雷や浸水、故障など予期せぬトラブルによりデータが喪失する可能性があるので、少なくとも1週ごとにハードディスクへバックアップを行う。

- ・浸水によりパソコンが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

②介護保険請求ソフト

- ・施設内が停電した場合は簡易電源で請求業務のみに使用する。この際、通常は紙出力している帳票もデータ閲覧で対応し、出力は復旧後に行う。
- ・浸水により介護保険請求用パソコンが被害を受ける事が予想される場合は、高い場所へ移設するなどの措置を講じる。

③介護記録・請求ソフト

- ・使用しているのは全てクラウドサービスであるため業務には直接影響してこないが、提供元が災害にあった場合はその限りではない。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

①トイレ対策

施設内が停電した場合は上水道が停止するため、トイレのタンクに水が貯められないので使用が出来なくなる。この場合、浴槽の残り湯をバケツ等に入れて使用する事も可能。又、事前に停電が予想できる場合はバケツに水を貯めて置く事により数回は使用できる。停電が長時間に及ぶ場合は、仮設トイレとしてポータブルトイレ等を使用する。

②汚物対策

凝固剤を使用。おむつ等の排泄物はビニール袋などに入れて密閉し施設外のポリバケツへ保管する。又、許容量を超えた場合はブルーシートなどで覆い一時保管する。

(8) 必要品の備蓄

行政支援開始の目安である被災後 3 日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。

なお、ディの備蓄は日中に被災した場合の帰宅困難者用とする。

①各事業所で準備する備蓄品を「防災備蓄品在庫チェックリスト（様式 1）」に取りまとめ、担当者を決めて賞味期限や使用期限のあるものを中心に 4 か月に 1 回定期的にチェックし、買い替えるなどのメンテナンスを行う。

②不足が予想される食料品や消耗品を確保出来るよう仕入れ業者等に手配する。

③マスクやグローブは本社が手配・配付し、事業所でのローリングストックとする。

④発電機は 1 事業所に 1 台しか配備していないため、今後、本社を含め年次計画により整備する。

(9) 資金手当

災害に備えた資金手当は以下の通りとする。

①手元資金・現金は、50 万円を上限として保有する。

②損害賠償保険

- i) 建物に対する損害賠償保険は、損害保険ジャパンの「企業総合補償保険」に加入する（火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災・水災等・地震を含む。）
- ii) 利用者に対する損害賠償保険は、あいおいニッセイ同和損害保険の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入する。
- iii) 自動車に対する損害賠償保険は、三井住友海上火災保険の「一般自動車総合保険」に加入する。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

事業所が以下の条件の場合、代表取締役の判断、指示によりBCPを発動し、災害対策本部を設置する。

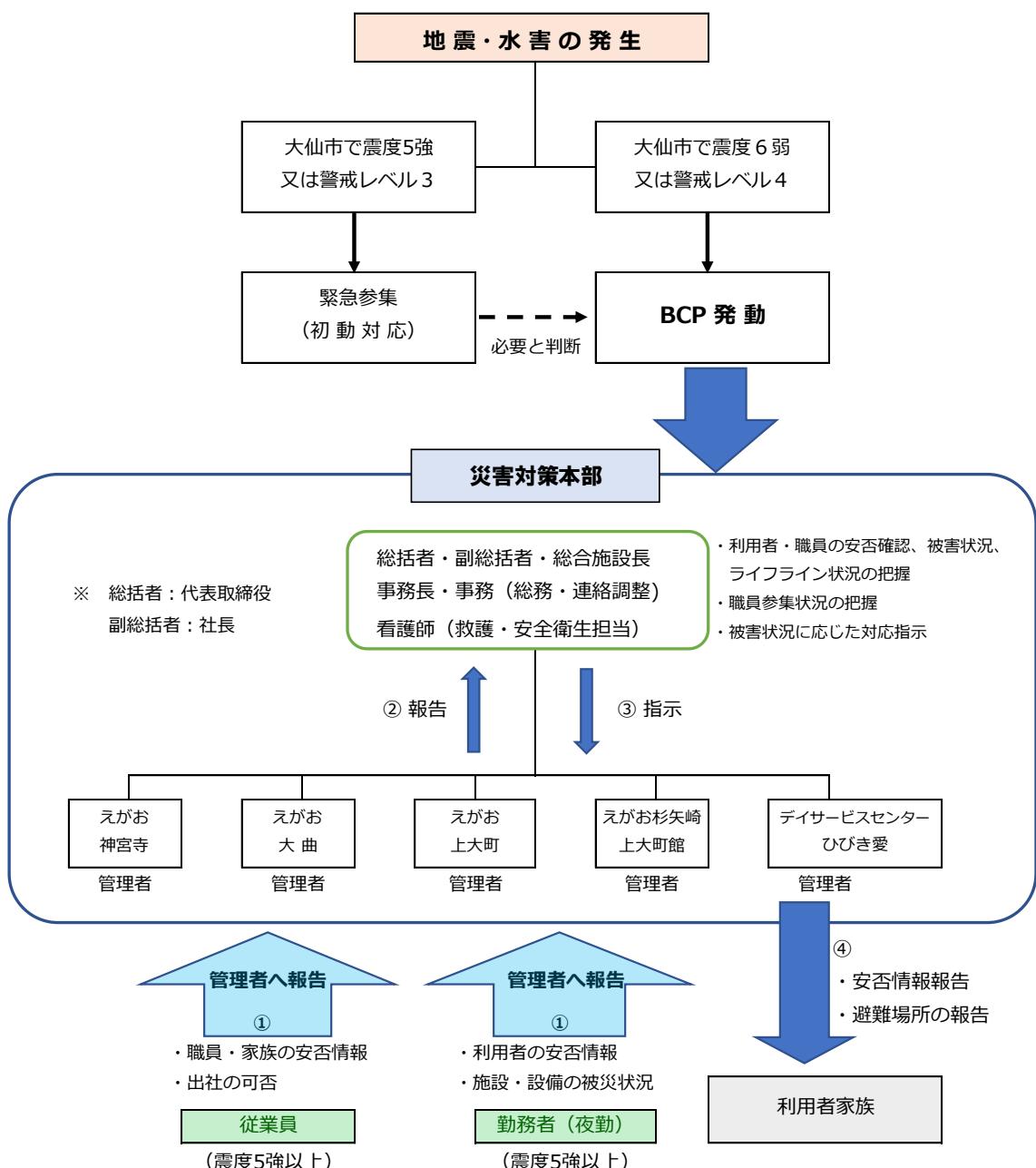
①地震による発動基準

- ・大仙市周辺において震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・震度5強の場合でも、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、代表取締役が必要と判断したとき（初動対応）

②水害による発動基準

- ・記録的短時間大雨情報及び台風等により警戒レベル4に相当する大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報が発表されたとき

(2) 対応体制



(3) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる場所は、原則、本社事務室とする。

ただし、本社が被災した場合や水害時における対応拠点は、ディサービスセンター2階研修室とする。

(4) 行動基準

災害発生時の職員個人の行動基準は以下のとおりとする。

①自身及び利用者の安全確保

命を守る行動を最優先とし、被害状況を落ち着いて判断し必要に応じて施設外へ避難すること。

②二次災害への対策（火災、建物倒壊など）

安全が確保出来る状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いか点検を行い、危険箇所は立ち入り禁止等の措置を講じること。

③入所系サービス利用者の生命維持

職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。

又、災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。

④法人内施設間の連携と外部機関との連携

・優先事業の選定で休止になった事業所の職員は入所施設で業務を行う事とする。

・外部機関と連携を図り人的及び物的の支援を要請する。

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 (TEL:03-5366-2157)

大仙市役所総務部総合防災課 (TEL:0187-63-1111)

(5) 職員の参集基準

参集基準は下表のとおりとする。なお、職員の参集事業所は「災害発生時の勤務配置表（別紙1）」で指定する。

また、本人の安全確保、家族の安全確保・安否確認、自宅の防災対策を優先することとする。

区分	参集職員	その他の職員	対応	主な活動内容
震度5強 警戒レベル3	代表取締役、社長 総合施設長 事務長、管理者⑤	自宅待機	第1配備 初動対応	・利用者・職員の安否確認、被害状況の把握 ・第2配備移行の検討 ・自宅待機解除の連絡及び緊急招集要請
震度6弱 警戒レベル4	全職員 (待機者を除く)		第2配備 B C P 発動	・利用者・職員の安否確認、被害状況、ライフライン状況の把握 ・職員参集状況の把握 ・被害状況に応じた対応指示

①第1配備（初動対応）

参集職員は自宅の被害状況を確認後、自宅の防災対策を実施して直ちに本社（各管理者は事業所）に参集する。なお、出勤できない場合は上位者に連絡を行うものとする。

その他の職員は、原則自宅待機とし、メール等の通信手段により管理者へ現状を報告するとともに自宅の防災対策を実施して緊急招集要請に備える。

②第2配備（BCP発動）

第1配備参集職員は初動対応と同様とし、その他の職員は、自宅の状況を確認し、被害状況、事業所への出勤の可否、要する時間等の報告を管理者に行い、遠距離待機者を除き出勤可能な場合はあらかじめ指定された事業所へ参集する。ただし、夜間発災の場合の参集は、明るくなり安全に移動できることが確認できてからとする。

また、管理者は職員の状況が確認でき次第、災害対策本部へ報告するものとし、災害対策本部は災害発生時の参集可能人員を取りまとめ、各事業所の管理者へ連絡するものとする。

なお、夜勤者は業務を引継ぎし帰宅後、状況を管理者に報告し以後の勤務について指示を受けるものとし、遠距離待機者は災害対策本部からの緊急招集に備える。

（6）安否確認及び設備等の被害状況の確認（自地域で震度5強以上）

①利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・日中は、主任介護員が利用者の安否を確認し管理者へ報告する。
- ・夜間は、夜勤者が確認し管理者へ報告し、管理者は災害対策本部に報告する。
- ・負傷した入居者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに管理者に報告のうえ、医療機関へ搬送する手続きを行う。

【医療機関への搬送方法】

- ・搬送する医療機関は以下のとおりとする。
 - ◇ JA 秋田厚生連大曲厚生医療センター
 - ◇ 社会医療法人明和会 大曲中通病院

②職員の安否確認

職員の安否確認は以下のように行う。

【施設内】

- ・利用者の安否確認とあわせて介護主任が点呼を行い、管理者に報告する。
- ・送迎中の場合は、運転手が安否情報を携帯メール等で管理者に報告する。

【自宅等】

- ・自宅等で被災した場合は、電話、携帯メール、災害伝言ダイヤル等で、管理者に安否情報を報告する。

《管理者への報告内容》

- | | | |
|-------------|------------|---------|
| ①氏名 | ②本人及び家族の安否 | ③自宅被害状況 |
| ※ 参集が必要な場合は | ④参集の可否 | ⑤参集予想時間 |
| ⑥参集方法 | | |

③事業所の被害状況の確認

管理者は、発生直後の安全確保ができ次第、速やかに被害状況を確認するとともに災害対策本部に連絡する。

- ・建物・敷地等の被害確認
- ・電気、上下水道、ガス、通信、消防、空調、ボイラー設備等の被害確認

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

①施設内の避難

施設内での避難場所は原則として居室内とする。ただし、建物を点検した際に一部倒壊が確認できる場所付近は避ける事とする。

②施設外の避難

避難手順は、「災害時マニュアル」によるものとし、その判断基準は以下のとおりとする。

◆地震により施設外へ避難を開始する判断基準

- ・大仙市から避難指示が出されたとき
- ・建物が倒壊しそうなとき
- ・周辺で火災が発生し、こちらに燃え広がる可能性があるとき
- ・内装等の損壊、物品の落下等の程度が著しいとき
- ・利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき
- ・管理者が危険と判断したとき

◆風水害により施設外へ避難を開始する判断基準

- ・大仙市から高齢者等避難指示が出されたとき
- ・建物が倒壊しそうなとき
- ・雄物川の氾濫の前兆現象（注1）を発見したとき
- ・雨漏りや風の吹き込み、又は利用者が怖がる等、事業所建物内に留まることが困難なとき
- ・管理者が危険と判断したとき

（注1）短時間の豪雨による急速な河川水位の上昇等

【避難場所及び避難経路】

各事業所で定めた「災害時マニュアル」による避難場所、避難経路のうち、災害の状況等に応じて、避難場所、経路を決定する。

(8) 重要業務の継続

経過目安	夜間	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日
職員数	夜勤職員のみ	出勤 30%	出勤 50%	出勤 70%	出勤 90%
業務基準	職員・入所者の安全確認のみ	安全と生命を守るために、必要最低限	食事、排泄中心 他は休止又は減	一部休止又は減とするがほぼ通常に近づける	ほぼ通常どおり
給 食	休 止	備蓄メニューの準備	飲料水、栄養補助食品、簡易食品、 炊き出し	炊き出し、光熱水復旧範囲で調理再開	炊き出し、光熱水復旧範囲で調理再開
食事介助	応援体制が整うまではなし	必要な者に介助	必要な者に介助	必要な者に介助	ほぼ通常どおり
口腔ケア	応援体制が整うまではなし	必要者はうがい	必要者はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が整うまではなし	ハーットボトルの配付、 必要な者に介助	ハーットボトルの配付、 必要な者に介助	ハーットボトルの配付、 必要な者に介助	ハーットボトルの配付、 必要な者に介助

入浴介助	失禁等のある者は清拭	失禁等のある者は清拭	適宜清拭を実施	適宜清拭を実施	光熱水が復旧しだい入浴
洗顔	休止	休止	必要な者は清拭を実施	必要な者は清拭を実施	ほぼ通常どおり
排泄	必要な方のみ	厚めのオムツを利用	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり	ほぼ通常どおり
機能訓練	休止	休止	褥瘡・拘縮予防実施	褥瘡・拘縮予防実施	ほぼ通常どおり
清掃	休止	汚れた箇所のみ	感染対策による清拭	感染対策による清拭	ほぼ通常どおり
洗濯	休止	休止	休止	必要最低限	ほぼ通常どおり
シーツ交換	休止	汚れが目立つところ	汚れが目立つところ	順次、部分的に交換	ほぼ通常どおり
バイタル	休止	状況に応じて	全員の健康チェック開始	全員の健康チェック 必要時受診	全員の健康チェック 必要時受診
医療	トリアージ、 応急処置	応急処置	応急処置	救急搬送、配薬	ほぼ通常どおり
感染対策	状況に応じて	状況に応じて	消毒薬の配置	消毒薬の配置	ほぼ通常どおり
服薬	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常どおり
夜勤	在所職員対応	在所職員対応 夜勤計画作成	夜勤時間延長 変則勤務開始	夜勤時間延長 変則勤務開始	ほぼ通常どおり
飲料水の調達	—	—	—	給水車用ポリ容器設置	給水車用ポリ容器設置

(9) 職員の管理

災害の状況に応じて、職員は極限の状況で業務を続けなければならない事が想定されるので、十分な配慮が必要となる。休憩や宿泊場所、勤務シフトに関する事は以下のとおりとする。

①休憩・宿泊場所

原則として、職員の休憩・宿泊場所をデイサービスセンターひびき愛とする。

②勤務シフト

職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成するものとする。

(10) 復旧対応

緊急時における復旧対応は原則として以下のとおりとする。

①破損箇所の確認

災害直後に施設内外や設備等に破損が無いか確認し、発見した際は写真等を撮り記録するとともに速やかに業者へ修繕の依頼を行う。特にライフラインに関係する設備は優先して復旧を行う。

②業者連絡先一覧の整備

災害時マニュアル「緊急時の連絡先」参照

③情報発信

大仙市やマスコミ等からの問合せに備え、災害状況、利用者の避難状況等を時系列に整理するよう努める。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

①連携先との協議

日本認知症 GH 協会秋田県支部、大曲仙北地域密着型介護事業者連絡会の会員事業所と研修等を通じ交流を深め、災害時の対策や日頃の準備等について情報交換を行う。

②地域ネットワーク等の構築・参画

《提携する老人福祉施設》

- 介護老人保健施設 幸寿園 (えがお神宮寺)
- 介護老人保健施設 杏授苑 (えがお神宮寺、えがお大曲)
- 介護老人保健施設 なごみのさと (えがお杉矢崎、えがお上大町)
- 特別養護老人ホーム 福寿園 (えがお神宮寺)
- 特別養護老人ホーム 愛幸園 (えがお神宮寺)
- 特別養護老人ホーム こもれびの杜 (えがお大曲)

《提携する医療機関》

- JA 秋田厚生連大曲厚生医療センター
- 社会医療法人明和会 大曲中通病院

《提携する行政、社会福祉協議会、自治会》

- 大仙市高齢者包括支援センター
- 大仙市社会福祉協議会
- 大仙市大曲（上大町、花園町）、大仙市神宮寺（駅向）

(2) 連携対応

①入所者・利用者情報の整理

避難先の施設・事業所に入所者・利用者を預ける場合、必ずしも担当の職員も同行できるとは限らないことから、入所者・利用者の情報がなければ受入先の施設・事業所でもケアの提供に支障をきたす恐れがある。このため、避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」にあらかじめまとめておき、入所者・利用者とともに預けることとする。

②共同訓練

自治会単位で組織されている自主防災組織の活動に参加するとともに、地域の方と共同の防災訓練に継続的に取り組み、協力関係を構築し施設の実情の理解に繋げる。

5. 地域との連携

災害時の職員派遣、福祉避難所指定申請、要援護者の受け入れなどは、当社の人員、各事業所のスペース等を考慮すれば対応は難しいことから、連携先との協議を通じて事業所でできる地域連携策を検討していく。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・利用者家族の連絡先（固定電話、携帯電話、メールアドレス等）一覧を作成する。
- ・台風の接近などにより甚大な被害が想定される場合のサービス休止判断基準を事前に利用者家族に説明しておくとともに、居宅介護支援事業所にも伝えておく。
- ・気象情報、洪水情報等の情報を収集し、施設内関係者で共有する。

【災害が予想される場合の対応】

台風や降雪などにより、甚大な被害が予想される場合のサービスの休止基準は以下のとおりとし、対応が決定次第、利用者家族、職員に周知するとともに、居宅介護支援事業所に連絡する。

時系列	判断開始	対応策
2～3日前	・台風上陸の可能性 ・通行困難の可能性	利用者の安全確保が困難なことから、休止の可能性があることを家族に伝える
1日前	・警戒レベル3以上の発令	休止の可否を判断する
利用開始前 (当日5時まで)	・警戒レベル3以上の発令 ・降雪による通行困難	休止判断のリミット
利用時間内	・警戒レベル3以上の発令	安全確保が困難
地震発生	・震度6弱の地震	休止する。震度5強でも状況により休止する場合あり

【災害発生時の対応】

- ・送迎中に被災した場合は、自身及び利用者の安全を確保するとともに周囲の状況を確認し、現在の状況について事業所へ報告し指示を受ける。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- ・利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- ・帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- ・帰宅が困難な利用者は事業所での宿泊を検討する。
- ・サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて訪問サービス等への変更を検討する。

附 則 このBCPは令和6年4月1日より施行する。